

補 助 金 等 調 書

補助金等の名称	白糠町妊婦健康診査費助成金		担当課	介護健康課
交付根拠法令等	白糠町妊婦健康診査費助成金交付要綱		終 期	平成 30 年 3 月 31 日
補 助 事 業 者	個人		補助金等の分類	その他給付金
総合計画の施策 体系(行政目標)	施策分類	保健・医療体制の充実	施策小分類	保健サービスの充実
	施策目的	健康で安心して生活できる環境を構築するため、母子保健事業及び 疾病の予防、早期発見・早期治療の充実に努めます。		
事 業 の 概 要	<p>(目的)</p> <p>母子保健法第 13 条に規定する妊婦健康診査に要する費用を助成し、妊婦の経済的不安の軽減を図って、妊婦健診を積極的に進め、母体や胎児の健康の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>母子健康手帳の交付を受けた、本町の区域内に住所を有する者であって、平成 9 年 4 月 9 日締結の母子保健法第 13 条に規定する妊婦又は乳児に対する健康診査の実施とその費用の負担に係る北海道と北海道医師会及び協定医療機関との協定（以下「協定」という。）を締結していない医療機関等及び本町と委託契約を締結していない医療機関等において妊婦健診を受診した者とする。</p> <p>(助成金の額)</p> <p>(1) 妊婦一般健康診査においては協定に定める単価を上限とする。</p> <p>(2) 妊婦精密健康診査においては、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年厚生省告示第 5 4 号）により算定した額から保険者が負担すべき額を控除した額とする。</p>			

平成 2 9 年度 収入決算額(a)	平成 2 9 年度 支出決算額(b)	差し引き (a)－(b)	(a)収入のうち 町補助金額(c)	(c)のうち一般財源
2 2, 2 0 0	2 2, 2 0 0	0	2 2, 2 0 0	2 2, 2 0 0